

第4章



環境への負荷の少ない 循環型社会の推進

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

第1節 3Rの推進に向けた意識の醸成【環境政策課】

1 3Rの推進に向けた意識の醸成

大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て社会から、「もったいない」を根底にした物を大切に、豊かな自然をいつくしむ県民性をはぐくみつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」を構築するよう県民、事業者、行政等が連携した推進が必要です。

(1) 循環型社会構築実現に向けた廃棄物削減等の目標の設定と実績

第2期しまね循環型社会推進計画(平成23年度～平成27年度)に設定した目標に対しての実績は、表4-1-1のとおりです。なお、本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定により策定が義務づけられた「廃棄物処理計画」です。

① 一般廃棄物の動向

排出量は、平成20年度から増減はあるものの、微増傾向で、目標を達成していません。

最終処分量は、平成23年度に目標を達成以降は目標値を達成しています。

再生利用率は、平成23年度に目標を達成、その後減少し、平成26年度は目標値を下回っています。

② 産業廃棄物の動向

産業廃棄物の排出量は、一般的には景気の動向などに大きく左右されますが、島根県では顕著な増減は見られず、小幅な変動で推移しており、目標を達成していません。その原因としては、産業廃棄物排出量の増減は、公共事業の事業量や火力発電所の稼働状況に大きく影響され、島根県では全体排出量の約7割を占めるがれき類(土木工事関係)、汚泥(主として上下水道事業)、ばいじん(石炭火力発電所)の3種で増加傾向であったためと考えられます。

最終処分量は、平成22年度がピークで、その後は、石炭灰のセメント資材利用などの需要増による資源化が進んだことなどで減少していましたが、平成26年度は再び増加しています。

再生利用率(農業を除く)は、平成24年度に目標を達成しましたが、その後減少に転じ、目標を達成していません。

表4-1-1 第2期しまね循環型社会推進計画の目標設定と実績

指 標		単位	目標 H27年度	実績 H23年度	実績 H24年度	実績 H25年度	実績 H26年度
一般廃棄物	排出量	千t	229	248	246	248	248
	最終処分量	千t	30	23	22	23	21
	再生利用率	%	26	26.2	25.4	25.1	24.1
産業廃棄物	排出量	千t	1,628	1,756	1,747	1,687	1,828
	最終処分量	千t	395	430	276	260	429
	再生利用率(農業を除く)	%	61	59.3	62.6	56.4	51.9
	再生利用率(農業(家畜ふん尿))	%	100	99.9	99.9	99.9	100.0
	再生利用率(農業(廃プラ))	%	80	47	51	48	38

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

(2) レジ袋削減に向けた事業者の取組の加速と県民への周知

① マイバック利用推進啓発の実施

ごみの発生を減らすために、誰にもできる身近な取り組みとして「レジ袋削減」に消費者、事業者及び行政が一体となって取り組んでいます。平成21年度から取り組みを実施しており、無料配布市町村の支援を行いました。

「レジ袋削減」に取り組む市町は、8市1町です。

島根県と包括業務提携協定を締結しているイオン株式会社、株式会社ローソン及び、株式会社ファミリーマートの各店舗においても県民へのレジ袋削減の周知に協力いただきました。

② 県民への意識啓発

県民へ直接ごみ減量化等3Rの意識啓発を行うため、NPO等と連携して県内で開催されるイベントにブースを出展し、パネル展示や体験コーナーを通じてごみ問題への関心が高める取組を実施しました。

・ブース出展イベント（開催日順）

やすぎ環境フェア、エコフェスタごうつ2015、グラントワ開館10周年記念感謝祭きんさいデー（益田市）、浜田市健康福祉フェスティバル、出雲産業フェア2015、きん祭みん祭農業文化祭（吉賀町）、松江市環境フェスティバル、エコフェスタinおき（隠岐の島町）

(3) 「リユース食器」の普及

レジ袋削減に次ぐ新たな3Rの取組としてReduce（リデュース）、Reuse（リユース）の推進強化のために、イベントにおける「リユース食器」の使用拡大に取り組みました。

① 2015まつえ水郷祭共催イベント「しらかた広場夏祭り」の出店業者の一部の商品に「リユース食器」を使用するモデル事業を実施しました。また、学校行事（松江工業高等学校学園祭、出雲農林高等学校農業祭）や地域イベント（アクアスわくわくエコフェスタ）へのリユース食器導入を支援しました。

・しらかた広場夏祭り取組成果

リユース食器使用点数 411点、ゴミの削減量 約3kg、
CO₂削減量28kg（杉の木2本の年間吸収量）

② イベントごみ削減講座を3月に浜田で開催し、アクアスわくわくエコフェスタや京都祇園祭での取り組み事例を通じて、今後の県内イベントでのリユース食器使用について考えました。

③ ガイドブック「イベントにリユース食器を！」や、キャッチコピー「リユースで、未来へ引き継ぐみんなの笑顔」の入ったチラシ等を使い、県内イベントでのリユース食器普及に向けて広報を行いました。

(4) 環境関連産業の発展に向けた支援の充実

「しまね循環型社会」の構築にあたっては、リサイクル製品の事業化や県の特徴である豊かな森林等の自然資源を活用する取組を行いました。

① リサイクル製品の事業化（研究開発、販路拡大）

ア 研究開発支援【産業振興課】

産業廃棄物の発生の抑制・減量化・再利用・再生利用に関する研究開発を促進するため県内の排出事業者が行う研究開発や企業の製品開発を支援しました。

資源循環型技術開発補助事業	2件
<ul style="list-style-type: none"> ・伐採竹を資源利用した自立・分散型EDLC電源システムの開発及び安価で安定生産できる高性能活性炭製造装置の開発 ・「熨斗瓦」焼成時変形の改善による歩留り向上 	
資源循環型技術基礎研究実施事業	7件
<ul style="list-style-type: none"> ・廃食油を利用したバイオディーゼル燃料の製造に関する研究 ・再生油製造時の廃棄物削減に関する研究 ・規格外瓦の削減と利活用に関する研究 ・フライアッシュの利活用に関する研究 ・メッキスラジ有効活用に関する研究 ・フライアッシュ未燃焼炭素の有効利用に関する研究 ・食品系残渣の有効活用に関する研究 	

イ しまねグリーン製品の認定・普及啓発

循環資源を利用した製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の発生抑制や、再資源化を推進するため、県の定めた認定基準を満たしたリサイクル製品を、しまねグリーン製品として認定しました。

- ・認定製品数 27社100製品

② バイオマス資源の利活用の促進【農林水産総務課】

ア バイオマスの利活用を推進しました。

- ・木質バイオマス発電所の本格運転開始（平成27年度）
松江バイオマス発電株式会社（松江市）、合同会社しまね森林発電（江津市）
- ・林地残材による燃料チップの生産・出荷体制強化のための取組支援
島根県素材流通協同組合外
- ・林地残材バイオマス石炭混焼発電を平成25年度より実施（継続）
中国電力株式会社三隅発電所（浜田市）
- ・温浴施設等への木質バイオマスボイラー導入状況
雲南市：4施設、奥出雲町：2施設、出雲市：1施設、大田市：2施設、川本町：1施設、美郷町：1施設、浜田市：1施設、江津市：1施設、益田市：2施設、津和野町：1施設、吉賀町：2施設、隠岐の島町：1施設 <合計：19施設>
- ・バイオマス産業都市の指定
奥出雲町（平成25年度指定）、隠岐の島町（平成26年度指定）、飯南町（平成27年度指定）

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負荷の少ない適正処理の推進

大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う今日の経済社会システムは、物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を高めており、循環型社会の形成に向けて、生産、流通、消費のあらゆる段階で廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限り再利用、再資源化に努めることが必要です。

このため、平成14年3月に「しまね循環型社会推進計画（前期計画）」を策定しましたが、その後の廃棄物行政や社会動向を踏まえ、平成18年3月には同後期計画を策定、さらに、平成23年3月には「第2期しまね循環型社会推進計画」を策定し、県民、事業者、行政が連携し、廃棄物の発生抑制や再利用等の取り組みを進めています。

また、再利用、再資源化の困難な廃棄物については、適正処理を推進するとともに、環境への配慮を十分行いながら安全で信頼のある適正な処理施設の確保を図る必要があります。

1 一般廃棄物対策【廃棄物対策課】

住民の生活系から排出されるし尿・ごみ等の処理は、市町村で実施されており、この事業に欠かせない処理施設は計画的に整備されています。

(1) し尿処理

平成27年度末における、し尿処理施設の整備状況は、表4-2-1のとおりです。

表4-2-1 し尿処理施設整備状況（平成27年度末現在）

設置主体	処理能力k1/日	備 考
松江市	70	松江市宍道町分を除く。
安来市	36	
出雲市	193	
雲南広域連合	90	松江市宍道町分を含む。
大田市	73	
江津市	40	江津市桜江町分を除く。
邑智郡総合事務組合	43	江津市桜江町分を含む。
浜田市	125	
益田市	108	
鹿足郡事務組合	27	
隠岐の島町	27	
西ノ島町	10	
合 計	842	12施設

(2) コミュニティ・プラント及び浄化槽

コミュニティ・プラントは、地域全体のし尿と生活排水を併せて処理する施設ですが、現在、表4-2-2に示す住宅団地に設置されています。

浄化槽は、各家庭等のし尿や生活排水を処理する施設で、その状況は、図4-2-1及び表4-2-3に示すとおりです。浄化槽は、水質汚濁防止の面から適正な維持管理が求められ、保守点検・清掃・定期検査について理解を深めるよう、取組を進めています。

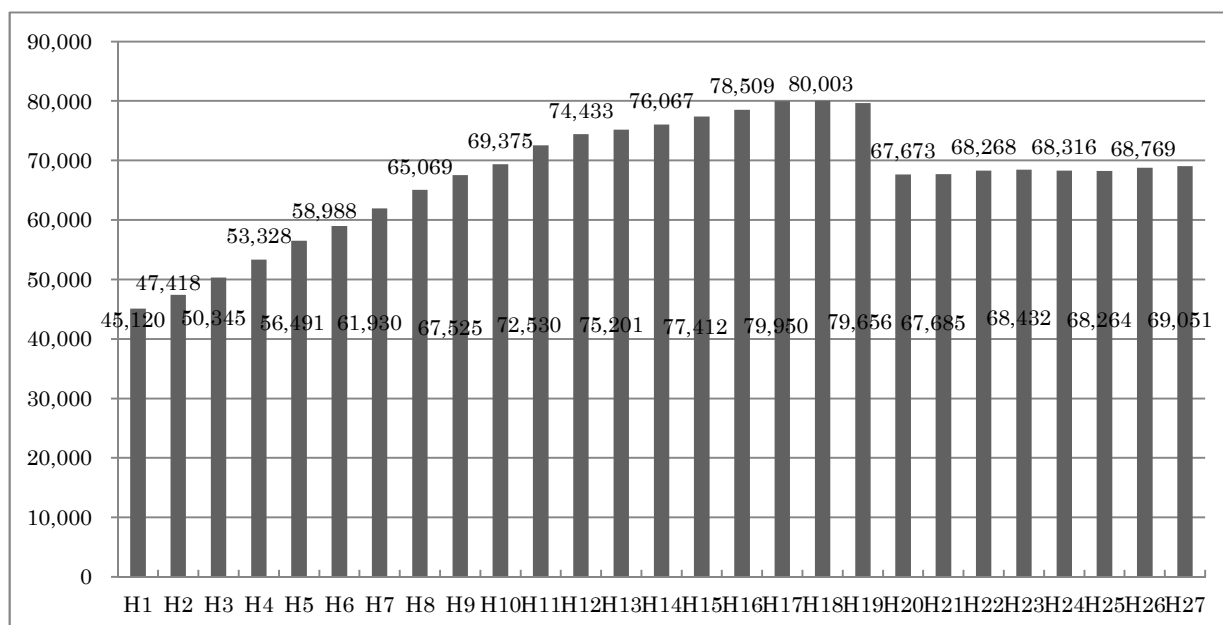
表4-2-2 コミュニティ・プラント整備状況

(平成27年度末現在)

市町村名	施設名称	計画処理人口	計画1日最大汚水量	管理体制	竣工年月	処理方式
松江市	朝日ヶ丘団地 地域し尿処理施設	3,246人	680 m ³ /日	委託	S63年3月	長時間ばっ気
益田市	久城団地 地域し尿処理施設	1,112人	381 m ³ /日	〃	S47年3月	〃
出雲市	武志団地 地域し尿処理施設	444人	124 m ³ /日	〃	S60年11月	回転板接触
浜田市	竹迫住宅団地 地域し尿処理施設	1,250人	400 m ³ /日	〃	S63年12月	長時間ばっ気
〃	笠柄住宅団地 地域し尿処理施設	1,208人	360 m ³ /日	〃	H2年3月	〃
〃	東福井団地 コミュニティ・プラント	282人	100 m ³ /日	〃	H8年3月	〃
隠岐の島町	奥津戸団地 コミュニティ・プラント	165人	55 m ³ /日	〃	H12年3月	接触ばっ気
雲南市	中山浄化センター	710人	234 m ³ /日	〃	H14年3月	回分式 活性汚泥
安来市	福頼団地 コミュニティ・プラント	133人	34 m ³ /日	〃	H26年8月	回分式 活性汚泥 その他
合計	9施設	8,550人	2,368 m ³ /日			

注) 接触ばっ気……………接触ばっ気処理方式
 回分式活性汚泥…回分式活性汚泥処理方式
 回転板接触……………回転板接触処理方式
 長時間ばっ気……………長時間ばっ気処理方式

図4-2-1 年度別浄化槽の設置数(平成27年度末現在)



4-2
環境への負荷の少ない
適正処理の推進

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

表4-2-3 保健所別、人槽別浄化槽設置状況

(平成27年度末現在)

槽区分	人	5～ 10人	11～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 200人	201～ 500人	501～ 1,000人	1,001人～	計
松江		5,640	368	415	110	71	30	22	22	6,678
雲南		5,440	180	264	46	28	15	4	11	5,988
出雲		14,046	829	1,145	164	83	65	23	24	16,379
県央		7,489	422	586	123	63	41	18	8	8,750
浜田		12,883	957	1,118	202	96	78	20	15	15,369
益田		11,260	715	888	178	85	52	17	11	13,206
隠岐		2,233	157	186	50	23	22	6	4	2,681
合計		58,991	3,628	4,602	873	449	303	110	95	69,051

(3) ごみ処理

平成27年度末におけるごみ処理施設（焼却）の整備状況は、表4-2-4のとおりです。

ごみは、最終的に埋立処分を行うこととなりますが、建設費や処理費用の高騰、用地確保の困難性や再資源化等をより一層推進するために分別収集しなければなりません。このため、リサイクルプラザ等の施設整備を計画するなど、より最新のごみ処理施設の設置を推進する必要があります。

「容器包装リサイクル法」に基づく「第7期島根県分別収集促進計画」における分別収集実施市町村数等は、表4-2-5のとおりです。また、平成27年度の分別収集と再商品化の状況は、表4-2-6のとおりです。

表4-2-4 ごみ処理施設（焼却施設）整備状況（平成27年度末現在）

設置主体	処理能力 t / 日	備考
松江市	255.	熔融施設
安来市	52.0	休止中
出雲市	218.	熔融施設
雲南市・飯南町事務組合	30.0	ごみ燃料化施設
奥出雲町	20.0	
邑智郡総合事務組合	12.0	
浜田地区広域行政組合	98.0	熔融施設
益田地区広域市町村圏事務組合	62.0	
隠岐の島町	25.0	
西ノ島町	10.0	
海士町	7.0	
知夫村	1.6	
合計	790.	12施設

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

表4-2-5 第7期島根県分別収集促進計画に基づく分別収集実施市町村数等

品目名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	実施市町村	収集見込み量トン	実施市町村	収集見込み量トン	実施市町村	収集見込み量トン	実施市町村	収集見込み量トン	実施市町村	収集見込み量トン
無色のガラス製容器	18	1,604	18	1,596	18	1,588	18	1,582	18	1,576
茶色のガラス製容器	18	1,567	18	1,557	18	1,547	18	1,541	18	1,537
その他の色のガラス製容器	18	900	18	894	18	887	18	881	18	877
紙製容器包装 製容器包装	7	788	7	773	7	754	7	750	7	749
ペットボトル容器	19	1,135	19	1,146	19	1,154	19	1,150	19	1,146
プラスチック製容器包装	11	3,493	11	3,428	11	3,367	11	3,338	11	3,310
スチール製容器包装	19	584	19	580	19	576	19	572	19	570
アルミニウム製容器包装	19	938	19	930	19	925	19	917	19	914
段ボール製	16	4,547	16	4,512	16	4,483	16	4,470	16	4,455
紙パック	15	181	15	182	15	180	15	177	15	177
合計		15,737		15,598		15,461		15,378		15,311

表4-2-6 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

品目名	分別収集量			再商品化量		分別収集実施市町村数		
	平成27年度年間分別収集見込み量①(計画量)	平成27年度年間分別収集量②(実績量)	達成率②/①	年間再商品化量③	再商品化率③/②	平成27年度分別収集予定市町村数④	実施市町村数⑤	実施率⑤/④
無色のガラス製容器	1,596トン	1,394トン	87.3%	1,401トン	100.5%	18	18	100%
茶色のガラス製容器	1,557トン	1,224トン	78.6%	1,217トン	99.4%	18	18	100%
その他の色のガラス製容器	894トン	1,093トン	122.3%	977トン	89.4%	18	18	100%
紙製容器包装	773トン	590トン	76.3%	583トン	98.8%	7	7	100%
ペットボトル容器	1,146トン	860トン	75.0%	864トン	100.5%	19	19	100%
プラスチック製容器包装	3,428トン	3,402トン	99.2%	3,360トン	98.8%	11	11	100%
スチール製容器包装	580トン	417トン	71.9%	408トン	97.8%	19	19	100%
アルミニウム製容器包装	930トン	797トン	85.7%	797トン	100.0%	19	19	100%
段ボール製	4,512トン	3,790トン	84.0%	3,784トン	99.8%	16	16	100%
紙パック	182トン	137トン	75.3%	136トン	99.3%	15	15	100%
合計	15,598トン	13,704トン	87.6%	13,527トン	98.7%			

※実施市町村数は、平成28年3月末時点の数値。

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

(4) 1人1日当たり総排出量・リサイクル率（上位5、下位3市町村）

表4-2-7のとおりです。

表4-2-7 1人1日当たり総排出量・リサイクル率（上位5、下位3市町村）（平成26年度）

1人1日当たり総排出量（g／人・日）			リサイクル率（％）		
1位	美郷町	595	1位	雲南市	54.3
2位	知夫村	655	2位	美郷町	39.3
3位	邑南町	660	3位	川本町	37.8
4位	雲南市	691	4位	邑南町	37.0
5位	安来市	746	5位	吉賀村	34.4
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
17位	海士町	1,270	17位	海士町	11.2
18位	西ノ島町	1,314	18位	隠岐の島町	10.1
19位	隠岐の島町	1,337	19位	西ノ島町	1.0

2 産業廃棄物対策【廃棄物対策課】

(1) 産業廃棄物処理計画

平成28年3月に策定した「第3期しまね循環型社会推進計画」において目標を定めて、産業廃棄物の発生抑制や再生利用及び適正処理を推進しています。

(2) 処理体系

産業廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者（排出者）の責任において自ら適正に処理しなければなりません。事業者自らが処理困難のときは、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理することができますが、この場合にあっても排出事業者は適正処理責任を負うことになります。

(3) 産業廃棄物処理施設（許可対象施設）の状況等

産業廃棄物を適正に処理するためには、事業者あるいは産業廃棄物処理業者による処理施設の整備が必要です。平成27年度末における県下の産業廃棄物処理施設の設置状況は、表4-2-8及び4-2-9のとおりです。

産業廃棄物最終処分場の監視指導のため、6施設において放流水・浸透水及び地下水中の有害物質等を測定した結果は表4-2-10のとおりで、すべての施設において放流水・浸透水及び地下水とも基準以内の結果となりました。

産業廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果は表4-2-11のとおりです。1施設において排出基準を超過しましたが、改善措置を講じた後の再検査において排出基準以内であることを確認しています。その他の産業廃棄物焼却施設についてはいずれも排出基準以内であることを確認しています。

(4) 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、事業者自身における処理体制の充実を図っていくことが必要です。一方、(一社)島根県産業廃棄物協会を中心として、健全な処理業者の育成を図っていくことも必要です。

平成25年度末及び平成26年度末における許可の区分別業者数は、表4-2-12のとおりです。

(5) (公財) 島根県環境管理センター

県民の環境保全に対する意識が高まるとともに、民間事業者による産業廃棄物処理施設の新規設置が困難な状況の中、公共関与により産業廃棄物処分場を確保し、産業廃棄物の適正処理を推進するという観点から、事業者、市町村、県が出損して(財)島根県環境管理センターを平成4年3月に設立して、県全域から産業廃棄物を受け入れるために、「クリーンパークいずも」を整備し、平成14年4月から供用しています。

平成19年11月には、管理型第2期処分場の整備を行い、施設の状況は、表4-2-13のとおりです。現在の埋立量で推移すると、管理型処分場は平成28年度中に満杯になることから、管理型処分場を拡張する工事を平成26年度から着手し、平成29年3月の供用開始を目標に完成させる予定です。なお、当センターは、島根県における産業廃棄物の広域的な処理の確保を図るため、平成12年12月に国から「廃棄物処理センター」の指定を受けています。

また、平成23年4月に県の認定を受けて、公益財団法人へ移行しました。

第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

表4-2-8 産業廃棄物中間処理施設設置状況（許可対象施設）（平成27年度末現在）

設置者区分	事業者	処理業者	公 共	計
汚でいの脱水施設	2	3	0	5
汚でいの乾燥施設	0	3	0	3
汚でいの焼却施設	0	2	0	2
廃油の油水分離施設	0	1	0	1
廃油の焼却施設	0	3	0	3
廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0	0
廃プラスチック類の破碎施設	0	15	2	17
廃プラスチック類の焼却施設	1	3	0	4
木くず又はがれき類の破碎施設（みなし許可施設含む）	1	147	2	150
コンクリート固形化施設	0	0	0	0
水銀を含む汚でいのばい焼施設	0	0	0	0
シアン分解施設	1	0	0	1
産業廃棄物の焼却施設（特定施設含む）	1	8	0	9
計	6	185	4	195

表4-2-9 産業廃棄物最終処分場施設設置状況（稼働中許可対象施設）（平成27年度末現在）

設置者区分	事業者	処理業者	公 共	計
遮断型処分場	0	0	0	0
安定型処分場	0	9	1	10
管理型処分場	3	3	1	7
計	3	12	2	17

表4-2-10 産業廃棄物最終処分場（許可対象施設）監視指導調査結果（平成27年度末現在）

施設区分	調査施設数	調査対象	基準適合数	基準超過数
管理型処分場	2	放流水	2	0
		地下水	2	0
安定型処分場	4	浸透水	4	0
		地下水	4	0

測定項目 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による測定項目等及びダイオキシン類（ダイオキシン類は管理型のみ）

表4-2-11 産業廃棄物焼却施設（許可対象施設）種類別の排ガス中のダイオキシン類濃度

H27. 4. 1～28. 3. 31の間に稼働中の施設

区分	施設数	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)			
		平均値	中央値	最小値～最大値	
島根県内	合計	7 (3)	1.4 (0.23)	0.35 (0.25)	0.00058～7 (0.00058～0.41)
	廃プラスチック類	4 (3)	0.50 (0.23)	0.28 (0.25)	0.00058～1.6 (0.00058～0.41)
	汚泥	全て廃プラスチック類に含む			
	廃油	全て廃プラスチック類に含む			
	その他（木くず等）	3 (0)	2.8	1.3	0.23～7
	未測定等	2			

- 注) 1. () は新設の基準適用施設
 2. 未測定等はすべて廃止済み若しくは休止中

(参考) 産業廃棄物焼却施設の排ガス中におけるダイオキシン類の排出基準

燃焼室の処理能力	新設の基準	既設の基準
4 t/時以上	0.1ng-TEQ/m ³	1 ng-TEQ/m ³
2 t/時～4 t/時	1 ng-TEQ/m ³	5 ng-TEQ/m ³
2 t/時未満	5 ng-TEQ/m ³	10ng-TEQ/m ³

表4-2-12 産業廃棄物処理業者数

(平成27年度末現在)

区分	産業廃棄物処理業者			特別管理産業廃棄物処理業者		
	業者数 (実数)	収集運搬業	処分業 (最終処分)	業者数 (実数)	収集運搬業	処分業 (最終処分)
県内	1090	945	145 (14)	93	87	6 (3)
県外	646	640	6 (0)	145	145	—
合計	1736	1585	151 (14)	238	232	6 (3)

表4-2-13 クリーンパークいずも施設状況

(平成27年度末現在)

区分	管理型埋立地		安定型埋立地	全体
	第1期	第2期		
埋立面積	19千m ²	23千m ²	71千m ²	113千m ²
埋立容量	277千m ³	515千m ³	1,164千m ³	1,956千m ³
残余容量 (H28年3月末)	36千m ³		1,163千m ³	1,199千m ³

3 畜産に係る環境汚染の現況【畜産課】

畜産業は食料の供給源として重要な役割を担っていますが、他方では環境汚染の一因として取り上げられています。家畜排せつ物に起因する環境汚染に対する住民からの苦情の状況は図4-2-2のとおりです。平成27年は13件となっており、近年は減少傾向で推移しています。畜種別の苦情発生状況を見ると、特に乳用牛が減少しています。また、苦情の種類別では悪臭が多い状況となっています。

4 家畜ふん尿処理対策【農産園芸課、畜産課】

(1) 土壌還元の促進

近年、畜産農家は專業化による規模拡大を進めてきました。これと並行して家畜排せつ物の不適切な管理が生じることが無いよう、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正管理と利用を推進してきました。

畜産農家は畜産公害の発生を防ぐために責任をもって家畜排せつ物を処理しなければならないことはもちろんですが、同時に有機質肥料として耕種農家に供給することも必要であり、雑草種子等の死滅や生育障害物質を含んでいないなど良質で使い易い有機質肥料を生産・供給することが重要です。

また、家畜排せつ物の有効な利活用を促進するために、耕畜連携の取組みを一層推進することが必要です。

(2) 実態把握と指導体制の整備

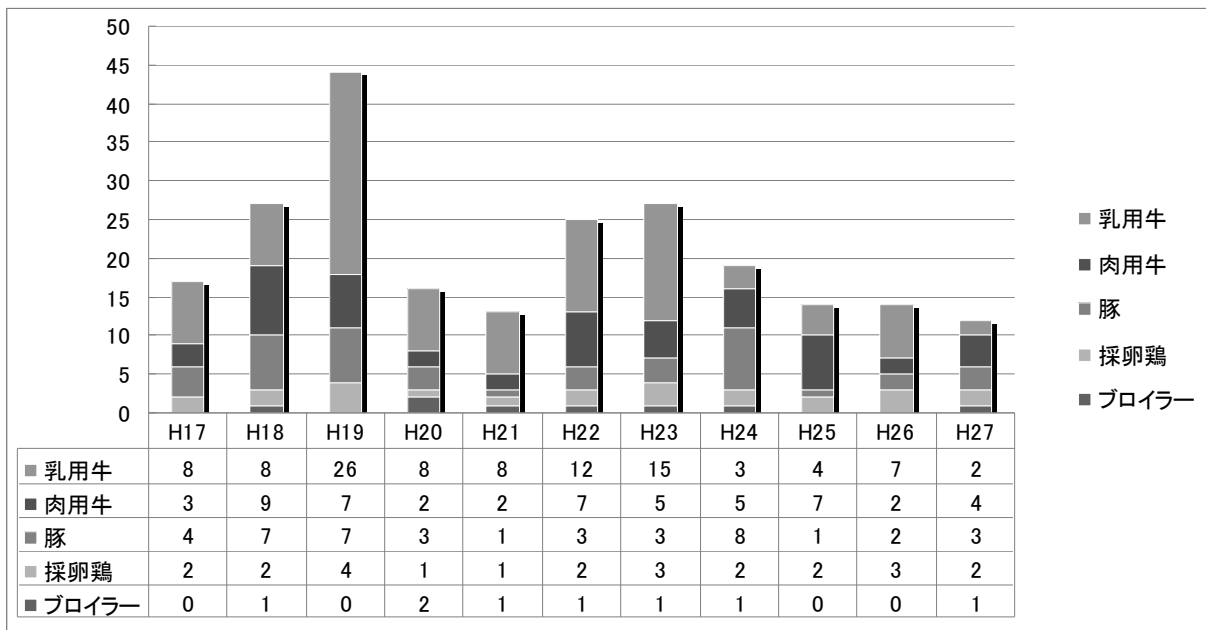
畜産環境保全対策機能分担は図4-2-3のとおりであり、各農林振興センター等が中心となって畜産の経営形態に即した具体的な指導を実施しています。

(3) 助成・融資などの措置

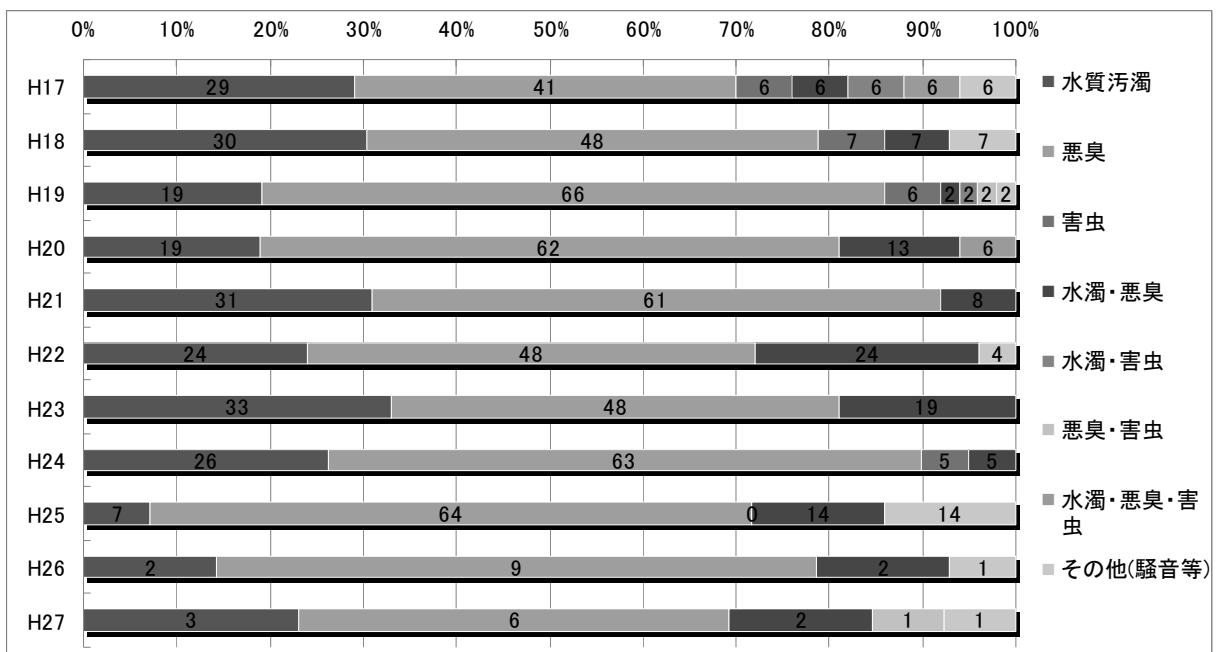
家畜排せつ物の適正な処理による環境保全のため、各種補助事業やリース、融資事業の活用を畜産農家等へ助言しています（平成28年度事業一覧は、図4-2-4のとおり）。

図4-2-2 環境汚染に対する苦情の推移

① 畜種別件数の推移 (件)



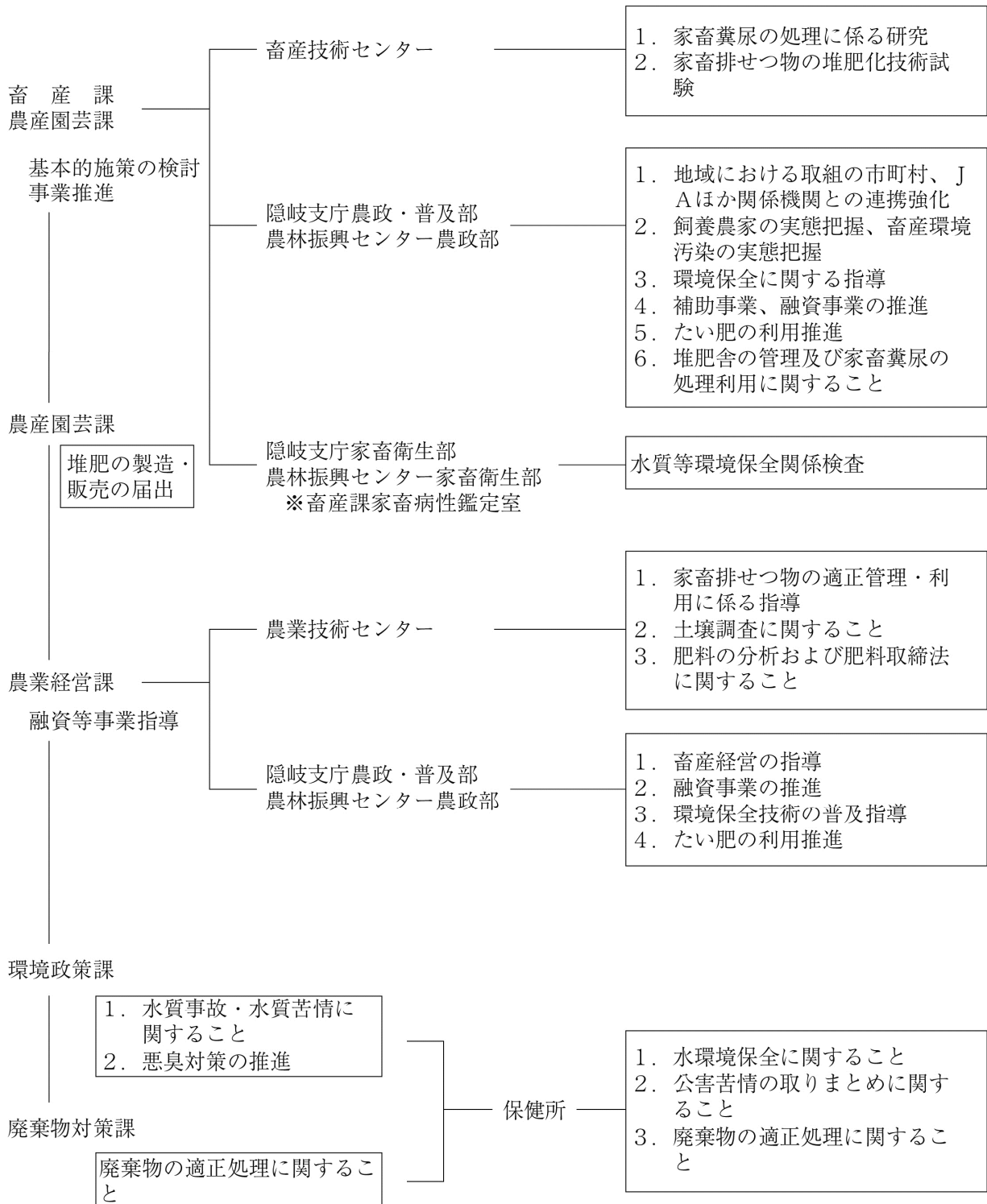
② 各苦情別割合の推移 (%)



4-2 環境への負荷の少ない
適正処理の推進

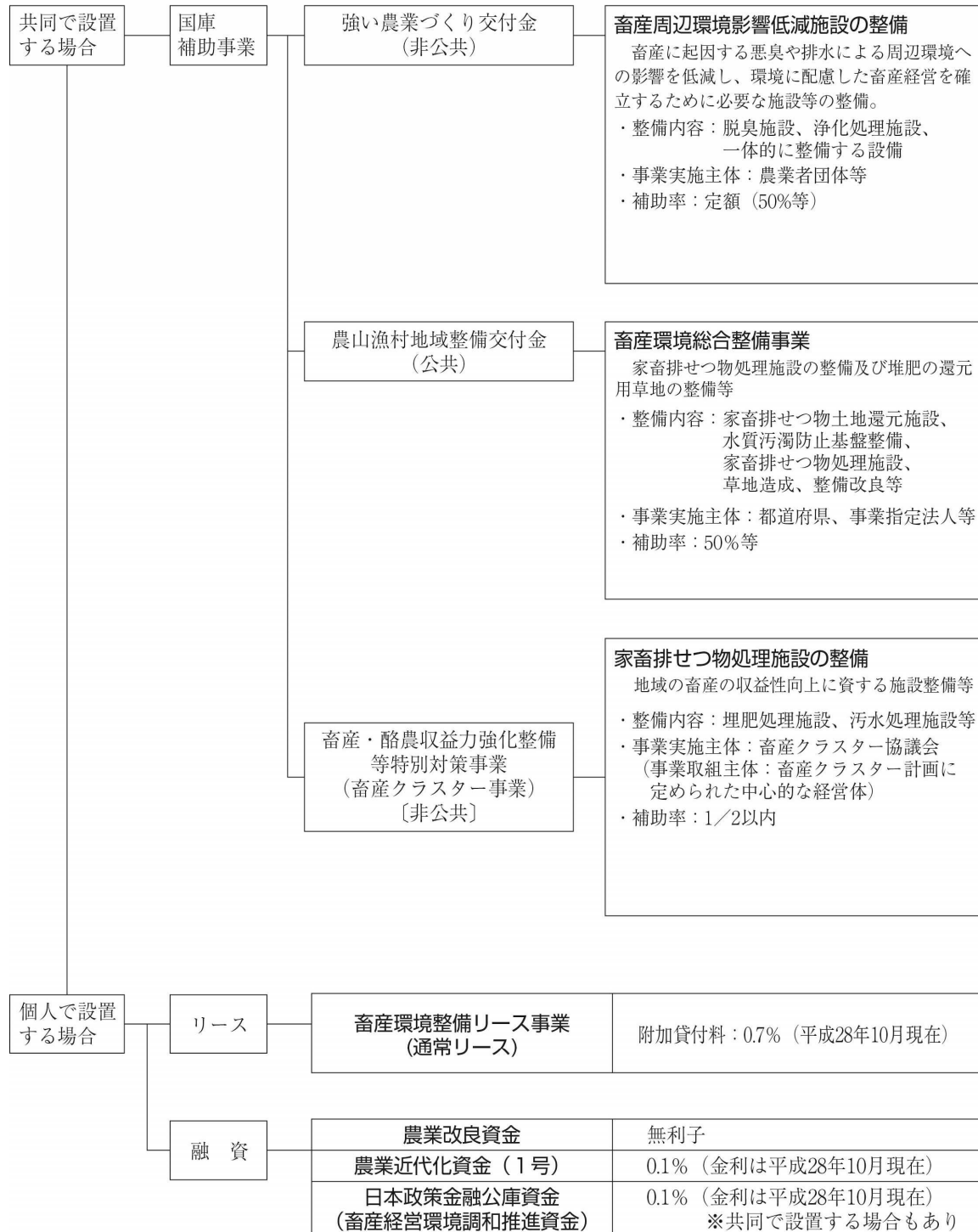
第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

図4-2-3 畜産環境保全対策機能分担



4-2 環境への負荷の少ない
適正処理の推進

図4-2-4 家畜排せつ物処理施設整備に係る主な事業と助成制度（平成28年度）



4-2 環境への負荷の少ない適正処理の推進